

事故発生防止のため の指針

社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会
あま社協ケアプランセンター
あま社協ホームヘルプサービスセンター
あま社協ホームヘルプ相談支援事業所

1 当事業所における事故の防止に関する基本的考え方

当事業所では利用者の生活上の安心と安全を保障し、生活の質の維持・向上を実現するため、事故の防止に努めるものとします。そのために必要な体制を整備するとともに、組織全体で、介護事故の防止に取り組むこととします。

2 事故発生防止委員会その他法人内の組織に関する事項

当事業所では事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対して利用者に適切な対応ができるよう、安全管理体制の推進を目的として事故防止委員会を設置します。

なお当委員会は関連のある委員会等と合同で開催する場合があります。

①構成委員について

グループリーダー、管理者等で構成します。必要に応じてその他の職種、外部の有識者を加えることもできることとします。

②開催回数について

定期的に開催し、介護事故発生の未然防止、事故の原因分析及び再発防止等の検討を行います。また、必要に応じて随時開催します

③役割について

マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書等の整備を行います。

ヒヤリハット報告書、事故報告の分析及び改善策の検討及び周知徹底を図ります。

④事故発生防止担当者の選任を行います。

事故発生防止にかかる担当者は各事業所の管理者とします。

3 職員研修について

事故発生防止委員会を中心として事故発生防止のための職員への研修を以下のとおり実施します。

- ①定期的な研修の実施
- ②新任職員への研修の実施
- ③実施した研修についての実施内容及び出席者の記録と保管

4 事故、ヒヤリハット事例等の報告方法及び再発防止策の職員への周知について

①報告手順の確立

事故、ヒヤリハット報告書の様式を作成し、報告手順を確立します。

職員は事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録し報告書により報告します。

②事故要因の分析

事例の分析にあたっては、事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討します。

③改善策の周知徹底

報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底します。

④防止策の評価

防止策を講じた後に、その効果について評価します。

5 事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には定められた手順通り、速やかに対応します。

① 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び利用者の状況を判断し、利用者の安全確保を最優先として行動します。関係機関及びご家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な

場合は、迅速にその手続きを行います。

② 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は事故又はヒヤリハット報告書で速やかに報告します。

③ 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・関係事業所等、必要に応じて保険者等に事故の状況について報告します。

④ 保険者・検討への報告

保険者等への報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告します。

⑤ 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当法人の加入する損害賠償保険で対応します。

6 介護事故対応等に係る苦情解決方法

① 介護時と対応に係わる苦情相談については、受け付けた内容を管理者に報告します。

② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。

③ 対応結果は相談者にも報告します。

7 情報開示について

当指針は、利用者及びご家族がいつでも法人内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

付則

この指針は令和7年11月1日から適用します。